海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

岩内ゾーン（寿都町弁慶岬～泊村泊発電所）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する基本的な事項		海岸保全施設の整備に関する基本的な事項														維持又は修繕の方法
		小項目			現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域							規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況			
		大項目	番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m) 下段( )内は設計津波水位	地域	状況	
岩内ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る.	寿都町	138	矢追	矢追地先	水管理・国土保全局		護岸	－	1,027	+4.1	1,027	+4.1	寿都町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									寿都漁港	矢追地先	水産庁	①-9	護岸	○	650	+3.8～+4.4	10	+3.8			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								139	寿都漁港	大磯地先	水産庁		護岸	－	622	+3.8	622	+3.8			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								140	寿都漁港	岩崎地先	水産庁		消波堤	－	60	+2.9	60	+2.9			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								141	寿都漁港	六条地先	水産庁	①-1	護岸	○	300	+2.9～+4.9	300	+3.9～+5.9 (+1.6)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	853	+2.9～+4.9	853	+2.9～+4.9 (+1.6)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	◎	200	+2.9	230	+2.9		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
						●既設緩傾斜護岸の老朽化対策に併せて、遡上波防護のため直立護岸に改良		142	建岩	建岩地先	水管理・国土保全局		護岸	－	45	+4.2	45	+4.2 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								143	樽岸	樽岸地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	440	+4.1	570	+4.1 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	◎	－	－	130	+4.1 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸		110	+4.3	110	+4.3 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								145	歌棄	歌棄地先	水管理・国土保全局		護岸	－	210	+3.9～+4.0	210	+3.9～+4.0 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								146	有戸	有戸地先	水管理・国土保全局	①-11	護岸	○	310	+3.1～+4.9	310	+4.9 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	2基40	+2.0	2基40	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	40	+3.0～+3.1	40	+3.0～+3.1			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									有戸漁港	有戸地先	水産庁		護岸	－	80	+3.7～+4.3	80	+3.7～+4.3 (+1.6)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	7	+3.9	7	+3.9			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								147	種前	種前地先	水管理・国土保全局		護岸	－	270	+3.4～+4.5	270	+3.4～+4.5 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								148	美谷漁港	美谷地先	水産庁	①-1-1	離岸堤	◎	－	－	7基512	+3.5～+5.3		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	233	+3.5～+4.3	233	+3.5～+4.3 (+1.6)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	32	+3.0	32	+3.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									美谷	美谷地先	水管理・国土保全局	①-12	護岸	◎	－	－	103	+5.3 (+1.6)			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								149	横澗	横澗地先	水管理・国土保全局		護岸	－	400	+4.4	400	+4.4 (+1.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	60	+4.8	60	+4.8			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								150	島古丹	島古丹地先	水管理・国土保全局	①-13	護岸	○	300	+4.4	300	+4.4 (+1.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	2/3					●既設護岸の老朽化対策として腹付（補強）改良を行う。	蘭越町	152	尻別漁港	港地先	水産庁	①-2	緩傾斜護岸	◎	－	－	50	+5.4 (+1.8)	蘭越町の一部	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	172	+1.7～+6.4	172	+1.7～+6.4 (+1.8)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	305	+1.8～+2.3	305	+1.8～+2.3		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
	2/3～3/3						岩内町	153	敷島内	雷電地先	水管理・国土保全局	①-3	潜堤	◎	－	－	300	−1.0	岩内町の一部	住宅地・商業地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													緩傾斜護岸	◎	－	－	300	+4.6 (－)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	50	+5.6	50	+5.6			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									敷島内漁港	雷電地先	水産庁		消波堤	－	23	+3.8	23	+3.8			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									敷島内	敷島内地先	水管理・国土保全局	①-3-1	護岸	◎	－	－	150	4.1 (+2.2)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								154	野束	野束地先	水管理・国土保全局	①-4	離岸堤	◎	－	－	426	+2.0		住宅地・商業地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													緩傾斜護岸	◎	－	－	426	+4.6 (+2.2)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	360	+4.9	360	+4.9 (+2.2)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									岩内港	野束地先	港湾局	①-5	離岸堤	◎	－	－	615	+2.0		住宅地	
													護岸	◎	－	－	615	+4.6 (+2.2)			
								155	岩内港	御崎地先	港湾局	①-6	離岸堤	◎	－	－	615	+2.0		住宅地	
	3/3						共和町	156	浜中	梨野舞内地先	水管理・国土保全局	①-7	離岸堤	◎	－	－	2,260	+2.0	共和町の一部	農地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	2,260	+4.0	2,260	+4.0 (+2.2)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
							泊村	157	堀株港	有戸地先～モヘル川地先	港湾局	①-8	離岸堤	◎	－	－	173	+2.0	泊村の一部	住宅地・商業地	
													緩傾斜護岸	◎	－	－	173	+3.9 (+2.2)			
													突堤	◎	－	－	173	+3.9			

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

岩内ゾーン（寿都町弁慶岬～泊村泊発電所）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する基本的な事項		海岸保全施設の整備に関する基本的な事項																維持又は修繕の方法
		小項目					区域						種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況				
		大項目	番号	事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m） 下段（）内は設計津波水位	地域	状況		
	1/3		②	砂浜の保全	●局所的な侵食による越波被害.	●汀線の回復及び現状の汀線維持を図る.	寿都町	144	浜中	歌棄地先～浜中地先	農振局	②-1	護岸	○	4,158	+4.0	4,158	+5.0 (+1.6)	寿都町の一部	森林，原野，農地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													潜堤	◎	－	－	1,000	+2.2			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。	
	1/3～3/3		③	防災ソフト対策の充実	●津波被害が懸念されている.	●地域や関係機関と連携してソフト面の充実を図る.	ゾーン																
							全域																
		環境	④	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●藻場の減少	●藻場に配慮する.	A																
					●特定植物群落及びハマナス，ハマボウフウ等の海浜植生の減少が懸念されている.	●特定植物群落及び海浜植生に配慮する.	B																
			⑤	海岸景観の保全	●海岸景観の悪化が懸念されている.	●自然公園指定地域での景観に配慮する. ●自然海浜の維持に配慮する.	C																
			⑥	海岸共生意識の啓発・活動の支援	●ゴミ等による景観悪化や動植物の生態系への悪影響が懸念されている.	●地域と連携して海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動を支援する.	D ゾーン 全域																
			⑦	歴史・文化の保存継承への配慮	●海岸の歴史の保存継承が不十分	●地域と連携して海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する.	E																
		利用	⑧	多様化する利用の調整	●海岸利用者間のトラブルの発生が懸念される. ●砂浜への無秩序な車の乗り入れによる利用環境の悪化.	●地域と連携してモラルの向上を図るための啓発活動を支援する.	F ゾーン 全域																
			⑨	海岸利用サービスの充実	●海岸へのアクセスが困難	●パブリックアクセスを確保する.	G																

岩内ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

S=1:50,000

0 1 2 km

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第547号）」

接合線

151.能津登地区

150.島古丹地区

149.横澗地区

148.美谷地区

147.種前地区

146.有戸地区

145.歌棄地区

144.浜中地区

143.樽岸地区

142.建岩地区

141.六条地区

140.岩崎地区

139.大磯地区

138.矢追地区

137.山中地区

岩内ゾーン

寿都海岸

横澗漁港

鮫泊漁港

美谷（歌棄）漁港

有戸漁港

寿都漁港

樽岸漁港

政泊漁港

弁慶岬

寿都湾

所管　接合線　A B C D E F G

N

岩内町　磯谷町　歌棄町　有戸町　種前町　美谷町　寿都町　樽岸町　建岩町　六条町　大磯町　浜中町　下湯別

①-12　①-1-1　①-11　①-10　①-1　①-9　①-9　②-1

岩内ゾーン　図面番号 1/3

岩内ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

接合線

所管 A B C D E F G

153.数鳥内地区

岩内海岸

岩内ゾーン

A B C D E F G

152.港地区

蘭越海岸

151.能津登地区

寿都海岸

接合線

尻別漁港

横潤漁港

N

S=1:50,000

0　1　2　km

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図50000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号　平27情複、第547号）」

岩内ゾーン　図面番号 2/3

S=1:50,000
0 1 2 km

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第547号）」

N

岩内ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

積丹半島ゾーン
泊海岸
157.堀株地区
所管
接合線
A B C D E F G
共和町海岸
156.浜中地区
155.岩内港地区
154.野束地区
岩内ゾーン
岩内海岸
153.敷島内地区
A B C D E F G
敷島内漁港
茶津漁港
泊発電所
泊原子力発電所
堀株港
岩内港
①-1-1 護
①-3-1 護
①-4 離
①-5 護
①-6 離
①-7 離
①-8 離 護 突

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

岩内ゾーン　図面番号 3/3